

平田村ちょこっと助け隊会則

(目的)

第1条 この事業は、住民主体のボランティア活動を展開することにより、高齢者等をみんなで見守り、支え合い住み慣れた地域で安心して暮らせる「村づくり」を目指すことを目的とする。

(名称)

第2条 このボランティア団体の名称は「平田村ちょこっと助け隊」とする。

(事務局)

第3条 この団体の事務局は、平田村地域福祉センター内（平田村社会福祉協議会）に置く。

(役員を選出及び職務)

第4条 この団体に次の役員を置く。

(1) 代表1名

(2) 副代表1名

2 役員は総会において平田村ちょこっと助け隊員（以下、助け隊員という。）の中から選出する。

3 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 代表は会務を総理する。

(2) 副代表は、代表を補佐し代表に事故あるときはその職務を代理する。

4 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 役員に欠員が生じた場合の後任の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条の2 本会は年1回総会を開催し、次の事項について協議決定する。代表が必要と認めるときは臨時に総会を開催することができる。

(1)事業計画に関すること。

(2)助け隊活動に関する情報交換に関すること。

(3)研修の実施に関すること。

(4)その他、会の運営に必要と認める事項。

2 代表は、必要に応じ会議を招集し、会の運営に際しては議長の職務を行う。

(申込及び登録)

第5条 助け隊員として活動しようとする者は、代表に平田村ちょこっと助け隊員登録申込書（様式1）を提出するものとする。

2 代表は、前項の申し込みがあった者について、次の各号の要件を満たす場合、助け隊員として登録するものとする。

(1) ボランティア養成講座等を受講した者

(2) 各種研修会等に継続的に参加できる者

(3) ボランティア活動への意欲と熱意があり、かつ継続的に活動が可能である者

(4) その他、代表が適当と認める者

3 助け隊員の支援を希望する者は、平田村ちよこっと助け隊利用会員登録申請書(様式2)を提出する。

(活動内容)

第6条 助け隊員活動内容は、次のとおりとし、当活動の有償、無償の詳細は(別表1)に定めるものとする。

(1) 見守り訪問

(2) 希望者宅に訪問し傾聴

(3) 各家事支援

(4) 買物等の付き添い支援

(5) 各集会所等で開催されるサロンへの支援

(6) サロンでの介護予防運動の支援

(7) 認知症カフェの支援

(8) その他高齢者等のニーズに合った支援

(活動対象者)

第7条 助け隊員活動を利用することができる対象者は、次のとおりとする。

(1) 村内に住する一人暮らしの高齢者

(2) 介護保険要支援認定者及び介護予防・生活支援サービスの事業対象者

(3) 高齢者世帯

(4) その他支援を必要とする者

(活動時間)

第8条 助け隊員の活動時間は、概ね8時から17時までとする。

(利用料)

第9条 活動に係る利用料は次のとおりとし、詳細は(別表2)に定めるものとする。
また、利用料は現金とし活動終了後利用者より受け取るものとする。

(記録)

第10条 助け隊員が活動をしたときは、平田村ちよこっと助け隊活動日誌(様式3)に記録をする。

2 有償ボランティア活動については、平田村ちよこっと助け隊活動報告書(様式4)に記録をし、利用会員、事務局、助け隊員で保管をする。

(服務)

第11条 活動の際は身分を証明する名札を着用する。また、清潔な身だしなみに心がける。

(守秘義務)

第12条 助け隊員は、その活動にあたって次の事項を遵守する。

(1) 活動を通して入手した個人情報については、適正に管理し、活動の目的以外に使用しないものとする。

(2) この活動により知り得た個人情報については、助け隊員を退会した後も漏らしてはならない。

(補償制度)

第13条 助け隊員として登録した者は、ボランティア活動保険に加入する。

(退会)

第14条 助け隊員は、自己の都合により退会しようとするときは、代表にその旨を申し出るものとする。

2 代表は、助け隊員が本会則に違反した場合は退会させることができる。

(その他)

第15条 この事項に定めるもののほか、活動に関し必要な事項は、その都度代表が別に定める。

附 則

1. この会則は、平成29年12月22日から施行する。

2. この会則は、平成30年4月10日から施行する。

3. この会則は、令和2年6月16日から施行する。

別表1 (第6条関係)

無償ボランティア	有償ボランティア
見守り支援 傾聴（話し相手） 認知症カフェの支援 その他の支援 ・単発的なゴミ出しや電球の交換、 生活必需品の買い物など	家事支援 ・調理 ・衣類等の洗濯 ・住居等の掃除・整理整頓 ・庭先の雪かき（1時間以内） ・草取り（1時間以内） 付き添い支援 ・買物等の支援（運転含む） ・サロンへの参加支援（運転含む）

別表2 (第9条関係)

時 間	利用料金
30分～1時間	400円
1時間～1時間30分	600円
1時間30分～2時間	800円